

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</b></p> <p><b>第1 洪水対応</b></p> <p>北海道開発局は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。</p> <p>現在、本町に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。</p> <p>網走川水系網走川浸水想定区域図</p> <p>（平成28年11月30日指定：国土交通省北海道開発局網走開発建設部）</p> <p><b>第2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</b></p> <p><b>法第15条第1項の規定により、町防災会議は、洪水予報河川について、</b>浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>洪水予報、水位到達情報の伝達方法</li> <li>避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項</li> <li>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項</li> <li>浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の<b>洪水時</b>の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地</li> <li>その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</li> </ol> <p><b>第3 洪水ハザードマップ</b></p> <p>本町では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。</p> <p>また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。</p> <p>この洪水ハザードマップを有効活用し、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</p> <p><b>第4 予想される水災の危険の周知等</b></p> <p>本町では、<b>洪水予報河川等以外</b>の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握している。</p> <p><b>把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面の配布、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの配布、町中の看板・電柱等への掲示等により公表し、住民等に周知している。</b></p> <p><b>第5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</b></p> <p>法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町</p>	<p><b>第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</b></p> <p><b>第1 洪水対応</b></p> <p>北海道開発局は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。</p> <p>現在、本町に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。</p> <p>網走川水系網走川浸水想定区域図</p> <p>（平成28年11月30日指定：国土交通省北海道開発局網走開発建設部）</p> <p><b>第2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</b></p> <p>町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>洪水予報、水位到達情報、<b>その他の人的災害を生じるおそれがある洪水、内水に関する情報</b>の伝達方法</li> <li>避難<b>施設</b>その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項</li> <li>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項</li> <li>浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の<b>洪水時等</b>の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地</li> <li>その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</li> </ol> <p><b>第3 洪水ハザードマップ</b></p> <p>本町では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。</p> <p>また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。</p> <p>この洪水ハザードマップを有効活用し、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</p> <p><b>第4 予想される水災の危険の周知等</b></p> <p>本町では、<b>洪水予報河川及び水位周知河川等以外</b>の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは<b>浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。</b></p> <p><b>第5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</b></p> <p>法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。</p> <p>さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p>	<p>長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。</p> <p>さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>法第15条の3により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。</p>	